

『愛知県の特定（産業別）最低賃金改正のお知らせ』

～12月16日から発効します～

愛知県内の特定の産業に適用される7業種の特定（産業別）最低賃金について、平成25年12月16日から改正された金額が発効します。

このため、既に10月26日に改正されている「愛知県最低賃金」と併せ、愛知県の最低賃金（時間額）は、次のとおりとなります。

最低賃金名	時間額	発効日
-------	-----	-----

（地域最低賃金）

愛知県最低賃金	780円	平成25年 10月26日
---------	------	-----------------

（特定（産業別）最低賃金）

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金	885円	平成25年 12月16日
愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	858円	
愛知県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金	813円	
愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	823円	
愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金	863円	
愛知県各種商品小売業最低賃金	799円	
愛知県自動車（新車）小売業最低賃金	846円	
（注）従来の「愛知県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金」を分離して新設したもの。 したがって「自動車部分品・附属品小売業」の最低賃金については平成19年12月16日発効の時間額800円が据え置きになります。		